

矯正施設と地域の連携による社会的包摂促進過程の検討

—カナダ連邦刑務所とコミュニティの連携システムから考える^{1,2)}—

上 瀬 由美子 (立正大学心理学部)

Promotion process of social inclusion by the linkage between correctional facilities and community: The analysis of linkage system between Correctional Service Canada and community

Yumiko KAMISE (*Faculty of Psychology, Rissho University*)

Abstract

Social inclusion of former inmates is required to prevent their reoffending. From this aspect, this article focused on the correlational ties between correctional facility and community as one of the important factors for direct and indirect “contact” (Allport, 1954) and discussed the significance of a contact with respect to the social inclusion of former inmates. In this study, I have examined the case of the correctional system of CSC (Correctional Service Canada) which successfully expanded the relationship of the correctional facility and its neighboring community. Based on their documents open to the public, I have studied their facets and analyzed the implication of their alliance (linkage) program for the promotion of social inclusion. In closing, I discussed the strategic direction to prevent reoffending in Japan.

Key words : prevention of reoffending, prison, correctional facility, contact hypothesis, coexistence with the community

I はじめに

近年日本では、再犯防止に対する取り組みが社会的に求められるようになり、国も様々な試みを始めている(法務総合研究所, 2017)。2016年に施行された「再犯防止推進法」では、再犯防止の担い手として国・地方・民間の3つが柱として位置付けられ、その基盤として「国民の理解と地域社会の協力」が必要と記されている。これまで一般の人々あるいは地域が受刑者や出所者の社会復帰の過程に積極的にかかわる例は少なかった。また同時に一般の人々が矯正施設のあり方や受刑者・出所者の社会復帰の取り組みについて知る機会も限定されており、このことがさらに再犯防止と一般の人々の間の距離を広げることにつながっていたと考えられる。一方、この再犯防止推進法では一般の人々への理解や協力が求められており、出所者の包摂を社会全体で支えるという方向が明示される形となっている。社会的排除 (social exclusion 社会的排斥) に関する一連の研究 (Baumeister & Leary, 1995など) は、特定の人々に対する社会的排除が社会全体の劣化につながることを示す知見が蓄積されている (浦, 2009)。

これらの研究は、被差別・排除の対象となりやすい人々を社会的に包摂 (social inclusion) することが、その人々の非社会的・反社会的行動の生起を防ぎ、結果として社会的な安定につながるという主張の証左となっている。これを再犯防止の問題に置き換えれば、排除の対象になりやすい出所者を社会がいかに包摂していくかを考えることが、再犯防止の取り組みに結びつき、社会の安定につながるといえる。地域や周囲の人々が、脆弱さをもつ出所者の生活をどのように見守り支援していくのか、そして就労の場ではどのようにして社会復帰を支えるのか。日本ではようやくシステムづくりを考える地点に立ったところといえる。

刑務所が「迷惑施設」として位置付けられるような日本の状況 (西田, 2012) を鑑みると、地域社会が受刑者や出所者の社会復帰過程に直接かかわることは難しいようにもみえる。しかし、日本の外に目を移せば、地域や民間が出所者のサポートを積極的に行う国は少なくない (法務総合研究所, 2017)。

本稿でははじめに、受刑者や出所者の社会的包摂に一般の人々や地域が関わっていくことの意義について、様々な社会調査や社会心理学の研究知見をもとに論ずる。その後で、地域 (コミュニティ) が受刑者・出

所者の社会復帰過程に大きく関与しているカナダ連邦刑務所のシステムを紹介する。そして最後に、今後の日本社会で受刑者・出所者の社会復帰過程に一般の人々や地域社会が関わる方策を検討する際の、方向性や課題を改めて論考する。

II 刑務所と地域の共生

日本における再犯防止に関する取り組みと人々の意識

犯罪白書（平成29年版）のデータを見ると、日本の刑務所における出所受刑者の再入率（各年の出所受刑者人員のうち、出所後の犯罪により、受刑のため刑事施設に再入所した者の人員の比率）は、2年以内再入率（当該データでは2015年に出所したもののうち2017年末までに再入所した者の比率）は18.0%、5年以内再入率（当該データでは2012年に再入所したもののうち2017年末までに再入所した者の比率）は38.3%である。また入所受刑者全体のうち再入者が占める割合（再入者率）は、2016年は59.5%である（法務総合研究所, 2017）。両指標について経年変化をみると、再入率はわずかに低減しているが、再入者率は増加している。これは、入所者の総数、特に初入所者の数が大きく減っている中で、再入者数の減り方が少ないことが反映している。

再犯者に関する調査からは、出所後に就職することがその後の再犯率を低めることが指摘されているため（法務総合研究所, 2017）、近年は、刑務所の取り組みとして、出所前に雇用先を探す支援が積極的に行われている。ただし、出所者の社会的包摂を促進させるためには、刑務所内での教育や就労支援等の取り組みだけでは十分とはいえない。出所者をとりまく社会が彼らを受け入れ、かつ再犯を防止するよう見守るしくみを考えていくことが求められる。

社会全体の問題として再犯防止に取り組む必要から、国は2016年に「再犯防止推進法」（再犯の防止等の推進に関する法律 平成28年法律第104号）を成立・施行させた。この法律が再犯防止の担い手としているのは、国、地方、そして民間という3つの柱である。さらに同法では「国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする」としている。法務省も「国と地方公共団体とが連携するだけでなく、互いに民間協力者や地域の関係機関・団体等とも緊密に連携し、再犯防止という共通の目的の下で三者が協力しつつ施策・取り組みを推進することが重要であり、そのような三者の「協働」が機能するためには、国民の理解と地域社会の協力という基盤が不可欠である」（法務総合研究所, 2017）と述べている。

内閣府（2013）の世論調査によると、再犯を防ぐた

めには過去には犯罪や非行をした人々を積極的に雇用すべきとした人が57%、就職機会を広げるために国や地方公共団体が職業訓練を進めるべきとした人が61%、保護観察官や保護司による一人ひとりの問題性に応じたきめ細かな指導の充実が必要とした人が48%となっていた。全体として、出所者には居住・仕事の確保などの支援が必要だと多くの人々が理解しており、そのために企業が積極的に出所者を雇用することや、彼らへの個別指導が有効という考えも広く共有されていることがわかる。また、自分も立ち直りに協力したいと回答した協力意識層も全体の半数を超えており、再犯の取り組みに対する人々の関心の高さが示されている。しかしその具体的な支援方法を選択するよう求められると、「社会を明るくする運動への参加」が協力意識層のうちの4割程度に選ばれていた以外はいずれも低く、「自分自身も直接援助にかかわる」は2割以下にとどまっていた。協力したい一方で、積極的な関わりは躊躇され、支援は国や公共団体に任せようとする心理もうかがえる。

刑務所に対するイメージ

受刑者や出所者に対してだけでなく、犯罪をした人を処遇する刑務所という施設自体にも、関わりをもつことも躊躇されやすい。例えば地元で矯正施設が開設される話があると、それを聞いた近隣住民の中から、「受刑者が逃げ出して治安が悪化するのではないか」「悪い人が出入りするようになるのではないか」と危惧する声が聞かれる（上瀬, 2016a）。一般のイメージに合わせるように、メディアも、刑務所については不安を煽るように報道しがちである。たとえば日本で2018年に松山刑務所大井造船作業場から受刑者が逃走した際には再逮捕まで、メディアで連日の報道がなされた（例えば朝日新聞, 2018年4月9日「受刑者が逃走 今治「塀のない刑務所」」）。日本には2016年12月末時点で49,027人の受刑者がいるが（法務総合研究所, 2017）、残りの受刑者については逃走が防がれているという点については注意が向けられないのが現状である。

刑務所に対する否定的なイメージは他国においても同様に指摘されている（例えば Martin, 2000; Maxim & Plecas, 1983; Takahashi & Gaber, 1998）。このため住民の側の視点からは刑務所が迷惑施設として捉えられて抵抗感をもたれやすく（西田, 2012）、開設を計画する側の視点からは、住人は設置プロセスのパートナーとしてではなく「乗り越えなければならない障害物」としてみなされやすい（Krause, 1992）。

その一方で、刑務所開設が地域経済に貢献するとの視点から、地域における開設の利点を指摘する主張もなされている。特に、アメリカで刑務所民営化が叫ばれていた1980年代から1990年代にはその肯定的な側面

について活発な議論が展開された。例えば政府からの補助金が受けられる、地域の製品やサービスに対して需要が高まる、地方自治体の税収が上がる、インフラが整備される、人口が増加するといった主張である (Glasmeier & Farrigan, 2007)。

ただし Genter ら (2013) がまとめているように、近年は、地域経済への貢献に関する楽観的な主張には疑問が提出されている。刑務所誘致や開設が提案される際に、地域が期待する最も大きな要素は新たな雇用の獲得だが、実際には開設後に地域住民の雇用獲得には結びついていない場合が多いとの指摘がある (King, Mauer, & Huling, 2004)。刑務所が開設されても、新しい仕事は地域外の人々が占有してしまうため、地域の人々が新たに仕事を得る機会が低いとの指摘もある (Gilmore, 2006)。さらに、刑務所施設に関わる仕事は全体として高賃金の仕事が少ないという構造的な問題も指摘されている。主としてアメリカのデータに基づくものであるが、刑務所内の様々な仕事が受刑者自身によって行われることが多いため、地域住民と受刑者が低い賃金の仕事を奪い合うような状況になりやすいと指摘されている (King et al., 2004; Blankenship & Yanarella, 2004)。また、刑務所は大きな施設なので、大規模なプロジェクトを運営できる専門的な技術がない地元の会社や労働者は、建設や運営計画の段階で、締め出されてしまいがちとの指摘がある (Blankenship & Yanarella, 2004; Hooks et al., 2004; King et al., 2004)。地域経済への貢献度の低さは、刑務所開設後も続く。Glimore (2006) は、ホストコミュニティに住んでいる職員がほとんどいないため、刑務所職員が地域経済へ貢献する程度は薄められていると指摘している。

これらの経済指標に基づく論考の他に、刑務所開設による住民の生活意識にどの程度影響があったのかについても調査がなされている。例えば、Abrams ら (1992) は、4つの地域の7つの刑務所について調査を行い、経済指標を含む様々な変化とともに、住民に対しては地域の安全や生活の質の変化について調査を行った。その結果、50%から75%の人が、刑務所開設からは何の影響も受けなかったとし、8割から9割 (78%~99%) の人が生活の質は低下しなかったと回答した。また Martin (2000) は、アメリカの刑務所近隣住民に対して意識調査を行った。その結果、新しく建設された刑務所に対して認知度は9割以上と高く、受刑者の逃亡について「全く心配していない」が56%、「少し心配」が34%、「とても心配」が10%であった。家族の安全については「全く心配していない」が50%、「いくらか心配」が37%、「とても心配」が14%であった。この結果について Martin は、一般的に指摘されているよりも近隣住民の刑務所に対する態度は否定的ではない

と指摘している。このように、地域住民への意識調査の結果についてみると、刑務所開設後には、刑務所開設による否定的な影響を報告する事例は必ずしも多くなく、逆に、変化がないあるいはやや肯定的な変化を報告する研究結果も提出される形になっている。

日本における官民協働刑務所開設と地域の変化

日本においても、刑務所開設が地域住民の生活に及ぼした影響については、2007年から新たに開設された官民協働刑務所 (PFI 刑務所) に焦点をあてた詳細な調査がいくつか行われている。PFI (Private Finance Initiative) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金や経営・技術能力を活用して行なう手法であり (法務省矯正局, 2011)、PFI 刑務所はこの手法を活用した刑事施設である。日本の刑務所ではこれまで主として公務員が刑務所運営を担ってきたが、PFI 刑務所では公務員である刑務官と民間職員が協働する形で施設が運営されている。現在、PFI 刑務所は全国に4箇所開設されている：山口県美祿市 (美祿社会復帰促進センター)、栃木県さくら市 (喜連川社会復帰促進センター)、兵庫県加古川市 (播磨社会復帰促進センター)、島根県浜田市 (島根あさひ社会復帰促進センター)。いずれの刑務所においても、比較的刑の軽い受刑者を収容し、社会復帰のための支援にも力を入れた教育を行っていることが特徴で、施設の呼び方も「社会復帰促進センター」となっている。PFI 刑務所開設の基本理念には、「国民に理解され、支えられる刑務所」「国民に開かれた刑務所」を整備することが含まれており、より具体的な実現例として「地域社会との連携」「地域との共生」が提案されている (行政改革会議, 2003; 法務省, 2017a)。また、この4つの施設のうち、美祿センターと島根あさひセンターについては、地元が誘致する形で刑務所が建設され、喜連川センターと播磨センターについては以前別の矯正施設があった国の土地に、PFI 刑務所が建設される形で開設された。

法務省 (2017a, b) による報告書では、PFI 事業契約締結以降の支出による経済効果と税金の増加額が計算されている。それによると地元誘致の施設のうち美祿センターについては「生産誘発額は643億円の増加、雇用者数は6,110人の増加、税金は約51億円の増加」、島根あさひセンターについては「生産誘発額は807億円の増加、雇用者数は6,974人の増加、税金は約74億円の増加」と推計されている。また非誘致の施設のうち、喜連川センターについては「生産誘発額は479億円の増加、雇用者数は6,542人の増加、税金は約45億円の増加」、播磨センターについては「生産誘発額は393億円の増加、雇用者数は3,317人の増加、税金は約15億円の増加」と推計されている。これらの結果は PFI 刑務所の地域経済への貢献を示す証左と位置付けられる。た

だしこの推計では、誘発された雇用は必ずしも、刑務所のある地域に限定されたものではない。増加した税金も市全体として算出されているために、増加した数値が地域への貢献だけを示すものではないことに留意が必要である。

一方、PFI 刑務所開設前後で、近隣住民の刑務所に対する抵抗感がどのように変化したのかを調査したものとして、上瀬らによる一連の研究がある。美祢社会復帰促進センター（上瀬・高橋・矢野, 2016）、島根あさひ社会復帰促進センター（上瀬, 2013；矢野・上瀬・齋藤, 2014）、喜連川社会復帰促進センター（上瀬, 2016b）、播磨社会復帰促進センター（上瀬, 2018）、それぞれで、開設前後の態度が分析されている。その結果、これまで刑務所がなかった場所に施設が建設された地域（美祢、島根あさひ）では半数程度の住民が開設前に抵抗感を感じており、「受刑者が逃げ出すのではないか」との不安を感じていたものも半数近かった。しかし、開設当初に感じられた抵抗感は、開設後一定の年数を経た後には、どの地域においても1割程度に減少していた。矢野ら（2014）による島根あさひセンター近隣住民調査では、開設後の住民意識としては、雇用の機会の増加を感じたものがおよそ半数（48%）、人口が増えたことを評価するものがおよそ6割（59%）と、経済だけでなく地域の活性化にもつながったことが住民の間で評価されている様子が示されている。ただし開設より数年を経ても「逃げ出すのではないかと不安」とするものが24%みられた点には、注意をしておく必要がある。Genterら（2013）はアメリカの刑務所の状況をふまえて刑務所開設が必ずしも地域経済活性化につながらないという問題を指摘したが、島根あさひセンター開設については経済指標と住民意識の両方から、地域活性化につながったと評価される形となっている。ただし住民意識の詳細な分析は島根あさひセンターのものにとどまっているため、他施設での回答も細かに分析する必要が残されている。

また上瀬ら（2016）では、美祢社会復帰促進センター近隣住民の回答を分析し、行政による事前説明会の評価や開設後の施設接触が、現在の施設や（元）受刑者一般に対する態度に与える影響を検討している。その結果、刑務所開設後にメディア等で地域の刑務所について知識を得る「間接的接触」、見学会や施設見学などで知識を得る「直接的接触」、中で職員としてあるいはボランティアとして働く人と知り合いになる「対人的接触」が、施設に対する態度を肯定的に変化させ、それが受刑者や出所者に対する受容的態度に結びつくことが明らかになっている。さらに刑務所開設時に地域住民に対して行なった住民説明会が、開設後の接触の増加に結びついていた。上瀬ら（2016）はこれらの変

化について、社会心理学のステレオタイプ・偏見の低減研究に位置付けて、接触理論（Allport, 1954）の知見から考察している。彼らは開設前の住民説明会は刑務所における矯正システムを可視化させたものであり、このことが施設に対する「社会的・制度的支持」（Brown, 2010）を明確化する場になったと論考している。またこの「社会的・制度的支持」が様々な形の接触につながり、結果として刑務所や受刑者への態度を受容的に変化させたと論考している。上瀬らの一連の研究からは、刑務所開設が住民に与えた影響は、当該刑務所に対するイメージ変容にとどまらず、出所者全体の社会復帰の支えにもつながっていることが示唆された。彼らが示す知見をもとにすると、刑務所近隣住民は「刑務所開設を拒む障害物」「経済的恩恵を要求する交渉相手」（Krause, 1992）ではなく、受刑者の社会復帰を支える不可欠なパートナーとして位置付けて考えることができる。上瀬らはこれらの結果に基づき、矯正システムを可視化し、住民が間接的・直接的に施設のことを理解できるような接触の機会をもつことが、受刑者に対する偏見解消に有効と結論づけている。

上瀬らの一連の研究をふまえると、本稿が焦点をあてる再犯防止の取り組みについても、PFI 刑務所開設に対する状況と同様に、「国民の理解と地域社会の協力」を得るためには、国や市が説明会等の場で再犯防止の取り組みの必要性を繰り返し説明し、「社会的・制度的支持」（Brown, 2010）を明確にすることが、人々の理解促進と推測される。そしてその上で住民自身が施設について知り何らかの形で関わっていく（接触する）ことが必要と推測される。

なお上瀬ら（2016）の結果では、事前説明会による行政側の情報開示といった形で可視化をし、住民が理解したと評価したとしても、それだけでは住民の態度変容を生じさせるには十分ではないことが示唆されている。彼らは、社会的包摂を促進させるための新たな社会システムを構築させていく際には、行政の取り組みを可視化して社会的・制度的支持を明確化することに加え、そのシステムに一般市民がかかわる仕組みを常に含めていくことが必要としている。ただし、これまでの日本では刑務所は一般社会と切り離されたものとして位置付けられ、PFI 刑務所など一部の施設を除けば、一般の人や地域が施設と関わるケースは少なかった。そのため、刑務所と地域の連携による社会的包摂促進は、非現実的なことのように思われがちである。しかし視点を海外に移すと、地域との連携は必ずしも非現実的なことではない。むしろ地域のマンパワーや資源を不可欠のものとして、施設と地域の連携が制度として構築されている国もある（法務総合研究所, 2017）。

本稿では日本が再犯防止に向けた国民の理解・地域協力が求められている現状をふまえ、以下刑務所とコミュニティの連携によって出所者の社会的包摂と再犯防止の取り組みがすすむ、カナダの連邦刑務所の状況について紹介する。カナダの刑務所のあり方については、日本で紹介された文献がいくつかある（法務総合研究所、2009；寺村、2011など）。しかし全体として資料が少なく、また上記論文についても時間を経過して法律が変更されている部分もある。このため本稿ではあらためてカナダの連邦刑務所の処遇について関連の公式ウェブページを主な情報源として基本的なシステムを概観するとともに、その中から特に地域との連携に焦点をあてて取り組みを紹介する。加えて、それらの取り組みの背景には、カナダの文化・歴史的背景も関わっている。本稿では先住民問題など背景となる基本的情報も併せて紹介する。

Ⅲ カナダの連邦刑務所

カナダ連邦矯正局（Correctional Service of Canada; 以下 CSC）のポリシーに関する文書では、刑務所の外に続く社会を広くコミュニティ（community）と表現している。「コミュニティ」は、日本語では「地域」「地域社会」と訳される場合もあるが、英語の community という言葉には対象との関係性をもふまえた広い意味を含んだものであり、日本語の「地域」のように必ずしも場所を特定するものではない。本稿では CSC のポリシーのもつニュアンスを保つため、以降、CSC が community と表現する部分については、「コミュニティ」とカタカナ表記する。

カナダの矯正制度に関する基本的な連邦法として、矯正および条件付釈放法（Corrections and Conditional Release Act 1992：以下 CCRA）があり、これによって施設内処遇、刑務所からの早期釈放、釈放後の社会内処遇に関する事柄等が規定されている。このうちの第3条には連邦の矯正システムの目的（公正かつ平和で安全な社会の維持に貢献すること）の達成のために、「刑期中の受刑者を安全かつ人道的に保護・監督する」「刑務所とコミュニティでのプログラムの提供を通じて受刑者の社会復帰（rehabilitation）と遵法市民としてのコミュニティへの再統合（reintegration）を支援する」とされている。すなわち、カナダの刑務所では、受刑者の社会的包摂の促進を刑務所の中だけで準備するのではなく、刑期中にコミュニティの中で処遇を行うことが、前提として法律の中に設定されている。このことが、一部の例外をのぞくほぼ全ての受刑者が刑期の後期に、パロール（parole 仮釈放）という形でコミュニティの中で生活する制度につながっている。2016年度では、CSC 監督下の受刑者のうち、刑務所にいる

ものは6割強である（Public Safety Canada, 2017）。

1. 連邦刑務所、州刑務所

連邦刑務所と州刑務所の分担と連携

連邦国家であるカナダにおいては、連邦と州の両方に警察、検察、裁判、そして矯正・保護に関わる機関が置かれており、双方が分担して刑事司法を運営している（法務総合研究所、2009）。刑務所も、カナダ公共安全省に置かれた行政機関である CSC が管轄する連邦刑務所と、各州および準州の矯正局が管轄する州刑務所に大別される。基本的に刑期が2年以上の拘禁刑を言い渡されたものに対しては連邦刑務所が、2年未満のものについては州刑務所が所管する。刑事司法に関わるカナダの刑法（Criminal Code of Canada）および前述の CCRA は、連邦法として制定されており、すべての州において適用される。ただし州刑務所の処遇のあり方は州によって異なっている。

パロール・ボード

カナダ公共安全省の中には刑務所に関係する機関として CSC とは別に、パロール・ボード（Parole Board of Canada）が設置されており、カナダの矯正システムを支える柱となっている（Government of Canada, 2018a⁴）。Parole は「仮釈放」と日本語訳表記される場合も多いが、本稿では、他の用語（デイ・パロールやフル・パロールなど）と統一させるために以降パロールとカタカナ表記する。なお、州刑務所ではプロベーション（probation 保護観察）制度もあるが、2年以上の拘禁刑の連邦犯罪者にはプロベーションは適用されないため、本稿では触れていない。

カナダではごく一部の例外を除き、遅くとも刑期の3分の2経過によって、受刑者は刑務所外のコミュニティにおいてプログラムを受ける社会内処遇の状態に入る。本稿ではこの状況を、以下「パロール下」と表現する。パロール下の受刑者は、残りの刑期が終了するまで一定の監視の下、コミュニティで過ごし、その中でプログラムを提供される。このパロールに関わる事務を担当しているのがパロール・ボードであり、連邦刑務所とは異なる機関として存在している。各受刑者がパロールを許可されるか否かは、このパロール・ボードが決定している。

犯罪者管理システム：OMS

全体を通して受刑者の処遇や監督を円滑に行うためのシステムとして、犯罪者管理システム（Offender Management System: 以下 OMS）が利用されている（Correctional Service Canada, 2013f）。OMS には、犯罪歴、判決前報告書、矯正施設収容時のインタビュー面接調査（Offender Intake Assessment）の結果、再犯危険性の評価、処遇による再犯危険性評価の変動など

が記録される。このシステムを用いて受刑者情報を CSC とパロール・ボードが共有しているが、その他にも警察、裁判所、その他の刑事司法機関および関連機関等でも情報を共有し、刑務所内だけでなく社会内でも一貫性のある処遇が行えるよう工夫されている。

2. 連邦刑務所の特徴

州刑務所の犯罪者処遇の実際は州によって異なるため、本稿では以下、連邦の制度について焦点をあてて紹介する。現在、CSC 管轄下には、43の施設がある (Correctional Service Canada, 2017a)。

セキュリティレベルに基づく3タイプの刑務所施設

受刑者が刑務所に入る際には、インテーク面接調査が行われる (CSC, 2014a)。個別の詳細な面接が担当者との間で行われ、公共の安全に対する危険性、刑務所職員に対する危険性、他の受刑者に対する危険性、再犯危険性等が綿密に判断される。またコミュニティへの復帰のしやすさ、文化や言葉、健康状態、適切な処遇プログラム、受刑者自身のプログラムへの参加意思なども判断され、入所する刑務所が決定される。また受刑者ごとに、複数の専門家からなる処遇チーム (ケース・マネージメント・チーム) がつくられ、このチームで入所後のセキュリティ・レベルの変更や、処遇による再犯危険性評価の変動などが検討される。

カナダの刑務所施設は大きく、マキシマム、ミディアム、ミニマムの3つのセキュリティ・レベルが設定され、警備のあり方や受刑者の生活の仕方はこの3つの中で大きく異なっている (CSC, 2013e)。マキシマム・セキュリティ施設で収容されている受刑者は、逃走のリスクが最も高く、社会にとって最大の危険をもたらす受刑者である。このため施設には様々な点で厳しい制限がある。建物は有刺鉄線フェンスに囲まれ、刑務官は武装している。また、受刑者の日常生活も厳しくコントロールされる。

ミディアム・セキュリティの施設は、刑務所は外からは隔離されてはいるものの、マキシマム・セキュリティと比較すると制限は弱い。刑務官は武装していないが、武器は特定の場所におかれて管理されている。受刑者の日常生活は、マキシマム施設と似ている。

ミニマム・セキュリティの施設は、受刑者をコミュニティに戻すプロセスにおいて非常に重要な役割を果たすと考えられている。このため施設では、多くの場合受刑者は7~8人でひとつの住宅に住み、自分たちで食事をつくるなどして、小さなコミュニティの中で生活している。ミニマム・セキュリティ施設にいる受刑者のリスクは非常に低いとみなされているので、刑務所に有刺鉄線のフェンスはなく、武装した刑務官もない。受刑者の日常生活に関する制限は弱く、時間

の管理についても参加するプログラムに応じて自身が責任をもって行う形になっている。CSC では、こういった生活環境が受刑者の中に責任感を生み出すことにつながり、コミュニティでの社会復帰の準備になると考えられている。これら自由度の高い処遇は、刑務所内の生活環境をできるだけ一般社会に近い形にすることが、出所後に社会復帰しやすさにつながるという CSC の考えに基づいている⁵⁾。

早期釈放制度

カナダの連邦刑務所においては、刑期の2/3が法廷釈放の時点として定められ、それ以前の時期にも時期に応じてパロールの資格取得申請ができるため、一部の再犯危険性の高い受刑者をのぞき、ほぼ全ての受刑者が遅くとも刑期が残り1/3になった時点で早期釈放制度の対象となりパロール下に入る。日本の仮釈放にあたるこの条件付釈放 (conditional release) には、デイ・パロール (day parole)、フル・パロール (full parole)、法定釈放 (statutory release) の3形態がある。ただし終身刑受刑者、不定期刑受刑者、長期指導監督命令の言い渡しを受けたものについては、上記とは別に、特別な制度が設けられている⁶⁾。2016年度では CSC が監督する受刑者全体のうち、デイ・パロール下のものが6%、フル・パロール下のものが15%、法廷釈放でパロール下のものが13%である (Public Safety Canada, 2017)。

以下、これらの早期釈放について紹介する。

a. **デイ・パロール (Day Parole)**: デイ・パロール下の受刑者は、コミュニティを拠点とする活動に参加することができる。典型的な例としては、日中はコミュニティで就労やボランティアなど社会的に有益な活動に従事し、夜は刑務所やコミュニティの中間処遇施設にもどる形である。フル・パロールや、法廷釈放の準備期間としても用いられる。デイ・パロールを申請できるのは、“6ヶ月服役後またはフル・パロールの資格所得の6ヶ月前の、その長い方”となっている。受刑者は担当のパロール・オフィサーを通じてパロール・ボードに申請書を提出し、パロール・ボードが犯罪歴、刑務所内の行動、仮釈放後の計画等をもとにコミュニティで安全にリスク管理できるかを総合的に検討し、パロールを許可するか否かを決定する (CSC, 2014c)。

b. **フル・パロール (Full Parole)**: フル・パロール下の受刑者は、コミュニティ内で残りの刑期を過ごすことができる。夜間矯正施設に戻る必要はなく、家族やコミュニティの中で生活する。ただし、期間中は、所定の遵守事項を課され、パロール・オフィサーによる指導監督および支援を受け

る。フル・パロールの資格が取得できるのは、“刑期の1/3服役後、または7年服役後の、その短い方”となっている。受刑者は担当のパロール・オフィサーを通じてパロール・ボードに申請書を提出し、パロール・ボードが犯罪歴、刑務所内の行動、仮釈放後の計画等をもとにコミュニティで安全にリスク管理できるかを総合的に検討し、パロールを許可するか否かを決定する (CSC, 2014c)。

c. 法廷釈放 (Statutory Release) : デイ・パロールおよびフル・パロールは、原則としてパロール・ボードの裁量で決定されるが、受刑者は刑期の2/3を服役した時点で裁量の余地がなく義務的に連邦刑務所から釈放されてパロール下におかれる。パロール・ボードは関与しない。これが法廷釈放である。ただし例外として、致死傷を伴う犯罪や児童に対する性犯罪などを行う恐れがあるものについては、法廷釈放の時点を通り過ぎても収容を継続して満期釈放とする余地を設けている (CSC, 2014c)。

パロールは、「刑務所から条件つきで出され、刑務所ではなく社会の中で社会復帰を進める」ということなので、この過程にある受刑者は、完全に自由になったということではない。彼らが法律に従わなければならないのはもちろんだが、その他に基本的な条件としてパロール・オフィスに定期的に報告するなどのルールに従わなければならない。また個別の条件として、薬物やアルコールの使用を抑えることや、後述する中間処遇施設に住むことを課される場合もある。

なお、パロール下に犯罪に走る人が多いのではないかと懸念については、カナダ市民からも多く寄せられているようで、CSCのウェブサイトでもこの疑問に対する回答として、統計数値が掲載されている (CSC, 2018c)。ここでCSCは、2013年から14年の連邦のデータに基づき、99%のデイ・パロール対象者、97%のフル・パロール対象者が再犯していないこと、また両者あわせてパロール中に暴力的な違反行為をしたものは、1%以下と説明している。

3. パロール・ボードおよびパロール・オフィスの位置づけ

パロール・ボードによる決定の可視化

前述のように各パロールの可否は原則としてパロール・ボードの裁量で決定されるが、決定は非公開ではなく、一般市民も審問出席を申しこむことができる (CSC, 2017a)。過去5年間に被害者やジャーナリストを含む14,000人以上がパロールの審問に参加している (CSC, 2018)。

また、審問だけでなく、その決定に関する記録簿

(Decision Registry) の情報を得ることもできる。手続きとしては規定の申請書に記入し、対象の受刑者が入所している地域または監督下にあるパロール・ボードの地域事務所に送付する。ただし、申請書には情報が必要な理由がかかれていなければならない。例えば受刑者の家族、被害者、警察、マスコミ関係者であるといったことである。この記録簿の目的は、パロールに関する決定過程について一般の人が理解できるように、そして決定に関する可視性と説明責任を高めるためでもある (CSC, 2017b)。過去5年間に30,000件以上の判決が一般に公開されている (CSC, 2018c)。

ただし、もしこれらの情報が公開された場合に、その情報が誰かの安全を脅かしたり、受刑者が今後社会で法を遵守する形で社会的再統合されることを困難にしまうような場合については、パロール・ボードが公開を差しひかえることをCCRAは許可している。

パロール・オフィサーの仕事

刑務所内の受刑者がコミュニティで処遇できる段階に入っているか、パロール下の受刑者の更生が順調に進んでいるのか、コミュニティの安全を脅かす行動をとっていないか確認する役を担っているのが、パロール・オフィサーである。パロール・オフィサーは、日本での「保護観察官」「保護司」にあたる仕事をしている。

2017年時点で、パロール・オフィスは全国に91箇所あり、その中で仕事をするパロール・オフィサーの数は1355人である (CSC, 2017a)。パロール・オフィサーは大きく2つのタイプに分けられる。ひとつはCSCが直接管理する中間処遇施設や刑務所内など矯正施設内で仕事をするパロール・オフィサー (institutional parole officer と呼ばれる) で、施設内で受刑者のリスク評価をし、それに基づいた助言 (recommendation) をパロール・ボードに提出する。彼らはケースマネジメントチーム (それぞれの受刑者に対して作られる支援チーム) とともに受刑者のメンタルヘルス状況を把握し、居住地調整も行う (CSC, 2015)。また受刑者の改善更生の状況はOMSを通じてパロール・ボード、コミュニティ・パロール・オフィサー (Community parole officer) や、中間処遇施設の職員らと共有される (CSC, 2013a)。

もうひとつは、コミュニティ内で仕事をするパロール・オフィサー (Community parole officer と呼ばれる) で、パロール下の受刑者の状況を定期的にモニターし、相談にのり、再犯のリスクについて評価する。彼らは、社会復帰状況についての正確な情報を得て受刑者を社会に再統合するための活動を支援できるよう、コミュニティおよび受刑者の家族や同僚と良好な関係を確立し、維持することが必要とされる (CSC, 2015b)。

IV カナダ連邦刑務所にみる、コミュニティとの連携

CSC のポリシーに関する文書では全体をとおして頻繁に、矯正に関わる課題にコミュニティが関与すること、一般市民が関与することの重要性が指摘されている。例えば、CSC の社会復帰に向けた方略を明記した「Federal Community Corrections Strategy Framework for Action (FCCS)」では、CSC は単独では機能せず、公共の安全を確実にするためには、コミュニティの力が必要だと明記されている (CSC, 2013d)。受刑者の社会復帰において意義のある結果を出すためには、彼らを支える機関そして個別の人々の貢献なしには達成することはできないと考えられている。この際、コミュニティの側は受け身ではなく、むしろ施設と協力して受刑者に住む場所、意味のあるプログラム、雇用サービス、継続的なサポートを提供していく形にシステムが形成されている。

コミュニティを基盤とした居住施設：中間処遇施設

前述のように、受刑者は刑期のうち少なくとも 1/3 はコミュニティでの処遇をうけることになっている。このために受刑者用に準備されているものが、コミュニティを基盤とした居住施設 (Community-Based Residential Facility) であり、パロール下の受刑者に対し刑務所とコミュニティの橋渡しを行うための存在となっている (CSC, 2014c; CSC, 2017a)。これは日本で一般に中間処遇施設と呼ばれるものにあたる。ここでは受刑者に様々なプログラムのほか、個別状況に対応して日常生活のスキル、薬物乱用、雇用などに対するカウンセリングが行われる。施設では受刑者は特定の条件のもとで生活しなければならず、それがきちんと行われているかをパロール・オフィサーが監督する。

居住施設は、基本的には以下の 2 つに大別される (CSC, 2017a)。ひとつは、非政府機関が所有・運営する施設 Community Residential Facility (以下、CRF) である。CSC はカナダ全体で 200 カ所以上の CRF と契約しており、主としてデイ・パロールの人々を対象としている。そこで住居、カウンセリングとスーパービジョンを提供する。

もうひとつは、CSC が所有・運営する Community Correctional Centre (以下、CCC) である。カナダ全体では 15 の CCC がある。CCC は 24 時間の監督つきの住居施設となっており、デイ・パロールの他に、フル・パロールの受刑者や、居住条件付きの長期監督命令を受けている受刑者や出所者にも住居を提供している。CCC のセキュリティは最小限であり、パロール・オフィサーやサポートスタッフが、コミュニティパートナーと協力して、受刑者のためのプログラムを監督指

導・支援している (CSC, 2015a)。CCC のスタッフは、地域社会における積極的な取り組みを行い、警察、市民諮問委員会、擁護団体、先住民組織、被害者団体、市民および他の人物や機関などの地域社会のパートナーと連絡を取り合うことが求められる。また、ボランティアの受け入れも重要であり、ボランティアによって CCC が受刑者に提供するプログラムやサービスが補われる。

ボランティア

CSC のポリシーでは一般市民がボランティア活動を通して受刑者の社会復帰を支援することを推進している (CSC, 2017c)。日本でも更生保護を支える民間ボランティアとして保護司、更生保護女性会、BBS 会の 3 つがあり、その他にも民間の協力者として、篤志面接委員や教誨師がいる。しかしカナダにおいての市民ボランティアは受刑者の教育・処遇の場にもかかわっており、刑務所内のあるいはパロール下の受刑者の生活を支えるために不可欠の存在として位置付けられている。

CSC では、施設の中やコミュニティにおいて、受刑者や出所者と働く市民ボランティアを積極的に募り、6200 人を超える人数が実際に活動している (CSC, 2012; CSC, 2018a)。

ボランティアは様々な形で常に募集されているが、CSC がボランティアの役割あるいは意義として強調しているのは、一般市民が受刑者の良いロールモデルとなり得る点である。またスタッフとともにプログラムの遂行を助けること、矯正施設・受刑者・コミュニティをつなぐ存在となること、コミュニティに住むものとして CSC にアドバイスを提供することも、期待されている。具体的なボランティア活動には様々なものがあり、参加者も学生、主婦、教師、リタイア後の人など様々である。また、様々な機関と連携する場においてもボランティアが活動している。例えば、教育や職業訓練、薬物乱用プログラム、多文化・民族的なプログラム、先住民コミュニティへの橋渡し、レクリエーションや文化活動、コミュニティへの送り届けなどである。ボランティアは、受刑者の家族を支えたり、出所者がコミュニティで人生を再調整するのを助けることにも関わっている。

なおカナダでは、ジョン・ハワード協会 (John Howard Society) やエリザベス・フライ協会 (Elizabeth Fry Society) など、民間の非営利団体が地域社会パートナーとして受刑者の社会復帰を助けている点も特徴である。そのような機関を通じて、市民はボランティアとして、受刑者や出所者の支援に参加することができる。

市民諮問委員会 Citizen Advisory Committees

ボランティアの中でも、刑務所とコミュニティの連携に重要な役割を担っているのが、市民諮問委員会 (Citizen Advisory Committees) である。矯正に関する活動に市民が関わることによって、CSC の効果を高め、コミュニティとの良い関係を促進させることを目的にしている (CSC, 2013b⁷⁾)。市民諮問委員会メンバーは委員会活動実施のために、刑務所やパロール・オフィスの全ての場所、全てのメンバー、全ての受刑者にアクセスできる。

委員は公募制で、その主な役割は、監視 (Observe)、連携 (Liaise)、助言 (Advise) である。第1の監視では、市民諮問委員会委員は定期的に施設を訪れ、受刑者、刑務所職員やスタッフと会う。そして受刑者が CSC の中で適切なケア、監督、およびサービスを受けているか、CSC が法を遵守して運営されているかを確認する。第2の連携として、委員は一般の人々の懸念や心配に耳を傾け、CSC にそのポリシー、プログラム、および刑務所が行なっていることについてのコミュニティの視点を提供する。同時に連邦刑務所に対する認知を高めたり、CSC が市民の参加を促す重要な作業を促進する役割を担う。第3の助言では、ポリシー、プログラム、支援、および矯正施設の運営方法について、CSC に助言をする。委員会は年次報告書を作り、CSC に提出する。なお市民諮問委員会は、(a) ローカル (それぞれの CSC 施設におかれる)、(b) リージョナル (ローカルを統括する行政区におかれる)、(c) ナショナル (行政区を統括する National Executive Committee (NEC)) の3つのレベルで設置されている⁸⁾。

V カナダ連邦刑務所にみる、多文化社会を反映した処遇

カナダは1971年、世界で初めて国策として「多文化主義政策」を発表し、現在も積極的に移民を受けている。2017年に新しく永住者 (permanent residents) として認められたものは28万6千人を超える (Government of Canada, 2018b)。またカナダでは、ヨーロッパ人が到来する前から先住民 (Indigenes) の人々が広大な地域に多くのグループを形成して住んでおり、現在でもそれぞれが固有の文化を大切に生活している (浅井, 2004)。カナダに住む人々の多様性を考慮し、CSC はエスノカルチュラルな受刑者 (ethnocultural offenders 民族文化に関わる受刑者) の固有のニーズや文化的権利を保証し、彼らの社会的再統合と公共安全の強化に貢献するように効果的な支援を行うことを指針として明文化している (CSC, 2013c)。ここでエスノカルチュラルな受刑者とは、人種や言語や文化に基づく固有のニーズをもつ受刑者、および文化的アイデン

ティティや慣習を順守したいとする受刑者を指している。

CSC の中にはエスノカルチュラルな受刑者の社会復帰を向上させるための組織として、NEAC (The National Ethnocultural Advisory Committee 全国民族文化諮問委員会) と、REAC (The Regional Ethnocultural Advisory Committees 地域民族文化諮問委員会) がある。両委員会は CSC にプログラムやサービスについて助言し、さらに CSC のスタッフやボランティア、そしてコミュニティと経験を共有したり、配慮が必要な受刑者の文化やニーズを学ぶことを助けたりする。また、民族文化コミュニティや、受刑者の安全な再統合を助けるコミュニティ組織を作ったり維持したりする。CSC のウェブページでは具体的な活動例として、CSC とともに受刑者が仕事を得るのを助けられるようなプロジェクトを検討したり、受刑者が雇用の機会を得られるように企業に働きかけたり、本人たちや家族に情報が行きとどくように助けたりすることが挙げられている (CSC, 2013c; CSC, 2018b)。

チャプレンシー・サービス

CSC の運営方針の中には、チャプレンシー・サービス (Chaplaincy Services 聖職者提供) が含まれている (CSC, 2016a)。受刑者の信仰および精神的な権利に配慮することを目的として、受刑者の社会復帰につながる精神的な支援を有資格の聖職者が行うこと、信仰の背景や信念にかかわらず等しい機会を提供されることが記されている。提供は受刑者のニーズや定員を考慮して、スタッフと受刑者がコミュニケーションをとりながら年間プランが決定される。ただし、受刑者が精神的な危機 (自殺の試み、死や喪失の悲しみに襲われるなど) に陥った際には、通常のチャプレンシー活動に加えて、CSC が支援を提供する。また社会復帰プランにつながるような形でコミュニティの人や家族とコンタクトすることもあり、施設長の判断があれば施設内の宗教的・精神的祭事に外部の人の参加が認められる。

先住民受刑者への処遇

カナダ多文化社会に関連する問題の中でも、特に複雑な歴史的背景をもつのが先住民 (Indigenes) の問題である。カナダには現在大きく分けてファースト・ネイションズ (First Nations)、メティス (Metis メイティ)、イヌイト (Inuit) という3つの先住民がおり、それぞれが迫害された歴史をもっている。20世紀に入り第二次世界大戦後になっても迫害や差別は続き、先住民の子供達が親から引き離されて教会が運営する寄宿学校に強制的に入れられる制度 (residential school) が1990年代まで継続していた⁹⁾。

現在でも先住民に対する差別的な社会構造が残り、

先住民の人々においては依然として十分な収入や学歴を獲得する機会が少ない (The National Aboriginal Economic Development Board, 2015)。先住民の中で、コミュニティの崩壊、貧困、アイデンティティの喪失、自殺、虐待といった問題が多く存在している。カナダにおける先住民の人口比は全体のおよそ4%であるが、矯正保護下の者の中で先住民の割合は、(連邦施設なのか州施設なのか、刑務所内か社会内かで異なるが)全体として3割前後と高い (Statistics Canada, 2018)。これには先住民の置かれている苦境が、反映しているものと推察される。さらに、およそ10年前には同値がおよそ2割であったことと比較すると、近年、問題がさらに深刻化していることがうかがえる。

受刑者の中で先住民が占める割合は、性別や地域によっても差がみられる。州刑務所に入ったものについてみると、男性受刑者では先住民の割合は28%であるが、女性受刑者では43%である。またマニトバ州やサスカチュワン州では地域特性として先住民の人口がおよそ15%と高いが、この地域では矯正保護下にある受刑者のうちおよそ75%を先住民が占めており状況の深刻化が指摘されている (Statistics Canada, 2018)。

このような社会背景を考慮し、先住民受刑者に対する処遇については前述のエスノカルチュラルな受刑者とは別に、さらに配慮ある指針が決定されている (CSC, 2013 a)。特徴的なのは、処遇にかかわる担当としてエルダー (Elder/Spiritual Advisor)、アボリジナル・リエゾン・オフィサー (Aboriginal Liaison Officer)、アボリジナル・コミュニティ・リエゾン・オフィサー (Aboriginal Community Liaison Officer) などが配置され、先住民特有の文化や社会背景を考慮した形で社会復帰を手助けしている点である。

エルダーとは、先住民の伝統文化について知識と理解があり、スピリチュアルで社会的な伝統的儀式を体験できる人として、先住民コミュニティで認められている人である。カナダにおける先住民の文化では、コミュニティの中でスピリチュアルなリーダーが大きな影響力をもち、精神的な支えとなっている。地域や慣習によってスピリチュアルなリーダーの呼び方は様々であるが、知識と英知がありコミュニティの人々から尊敬されていることが本質である点は共通している。CSCは、先住民受刑者の社会復帰には、特有の文化にもとづく精神的な支えが不可欠と考えている。エルダーは、受刑者に対し、カウンセリング、教育、宗教的儀式を実施する。また儀式や伝統などについて施設長にアドバイスをしたり、ケースマネジメントチームの一員となって必要に応じてケースカンファレンスに参加する。エルダーは、受刑者が彼らの回復の旅 (healing journey) の中でどの場所にいるのかを明確にし、支援

チームを助ける。

また、アボリジナル・リエゾン・オフィサーは、エルダーの報告を記録し受刑者と共有し、全体的な業務の調整役を担う。またケースマネジメントチームの一員として、回復の道のり (healing path) における受刑者の参加に関する情報を提供する。また、エルダーが必要とする伝統的な医薬が継続して供給できるよう先住民組織やコミュニティと調整することも行う (CSC, 2013 f)。

なお、上記指針の中では、付記として先住民の矯正に関する固有の方略プラン (Aboriginal Corrections Continuum of Care model)、先住民の伝統的な知識と教育に基づいた形で行われるエルダーによる受刑者の回復過程に関する報告の枠組みや関わり方、伝統的儀式に必要な食べ物やイヌイットの人々に必要な食事の提供ルールなどが決められている。全体を通して、エルダーによる先住民受刑者への支援は、個人のフィジカル、メンタル、スピリチュアル、エモーショナルという4つの側面の安寧を全体として考えるという、ホリスティックなアプローチがとられている (CSC, 2013 f)。

VI おわりに

本稿では、再犯防止に向けて日本の矯正施設が地域との連携や国民への理解推進の方法を模索中であることをふまえ、刑務所開設が地域に与えた影響に関する既存研究の知見をまとめるとともに、既に地域との連携を進めているカナダ連邦刑務所のシステムを紹介した。

日本のPFI刑務所に関する上瀬らの一連の研究 (上瀬ら, 2016など) から、刑務所が地域に開かれることで住民の出所者に対する態度が受容的に変容することが示され、刑務所と地域との共生は、単に地域経済の活性化以上の心理的な意味をもつことが明らかになっている。施設の様子を多くの人に知らしめること、中の活動を見たり接する機会をもつことが、刑務所や出所者への理解を深め、再犯防止への地域の協力を高めることにもつながると論考される。また本論で検討したカナダ連邦刑務所の事例は、日本におけるこのPFI刑務所がめざす「地域との連携」の知り組みをさらに発展させ、地域住民に対する刑務所の可視化や、地域住民の施設に対する接触をボランティアや市民諮問委員会といった形で強化した例として理解できる。また各コミュニティに開設された中間処遇施設は、刑務所とは別の場所での接触の機会を設定したものとしても位置付けられる。

カナダ連邦刑務所のシステムが日本の刑務所と大きく異なるのは、公共の安全を確かにするものとして、

コミュニティの力が「資源」として不可欠なものと明確に位置づけられている点である。刑務所はコミュニティの中にあることが前提で、コミュニティも受刑者にプログラム、雇用の場、出所後の継続的なサポートを提供することに力を貸している。就労の確保といった支援を提供する様々な団体は、日本の再犯防止推進法における「民間」に位置づけられるが、カナダ連邦刑務所の矯正システムではこの「民間」が重要な役割を担っているといえる。また日本との違いは、カナダ連邦刑務所においては地域との連携が、必ずしも関連団体や企業といった団体単位ではなく、自らの意思で参加する個々の一般市民の力が大きく期待されている点も日本と異なっている。カナダ連邦刑務所は、刑務所とコミュニティが協力することによって、カナダ社会の多様性が運営に反映され、ボランティアを通して刑務所を日常的な外の様子に近づけることができ、そのことが受刑者と働く職員両方にとって望ましいことだと指摘している。

冒頭で述べたように、日本では近年ようやく再犯防止法が施行され、その中で「国民の協力が求められる」ことが意識され始めた。ただし法務省の資料に基づく「国民の理解」は、どちらかという3つの柱の外にあり、それらの問題を外から眺める切り離された存在として位置付けられている様子が見て取れる。前述の内閣府（2013）の調査からは、多くの人は再犯の取り組みに関心を寄せながらも、自らが関わることには躊躇していることがうかがわれた。現時点では多くの人は、再犯防止の問題を、国や事業主が対応すべき事柄、あるいは、特別に熱心な人たちがやってくれる事柄と考えているとも推察される。しかし実際には、国民は国・民間・地方の全てにかかわる存在であり、むしろ中心的な存在でなければならない。今後再犯防止の取り組みについて民間からの協力を得る、あるいは地域で支援するといった方向を推進させるためには、国民自身が支援の担い手として自身を意識することが必要であろう。日本とカナダでは、歴史や風土が異なり、政治や文化も大きく異なっている。また日本語の「地域」と、CSCの「コミュニティ」の概念も異なっており、刑務所と地域・コミュニティとの関係を両国で比べて良し悪しを評価することはできない。しかしコミュニティとの連携を発展させたカナダ連邦刑務所の事例を知ることは、日本の中にある刑務所と地域の連携に対する古いイメージをゆさぶり、再犯防止という社会政策を前に進めるための日本での新たなモデルをイメージするためにも有効と考える。

なお上瀬ら（2016）の研究からは、施設・受刑者のイメージ変容に有効な「接触」の中には、刑務官や民間職員と同じ地域で生活するものとして知り合いにな

るという「対人的接触」も含まれている。カナダ連邦刑務所における市民諮問委員の存在は、この対人的接触の機会を提供するものと考えられる。彼らを通して施設について正しい知識を得ることは、直接的接触の機会が少なかったり、メディアによる報道が十分ではない状況においては、市民の施設に対する態度を変容させ接触に向かわせるものとして有効であろう。日本の刑務所で一般のボランティアを募ることはまだハードルが高いかもしれないが、市民諮問委員のような立場で地域の代表が中の様子を知り、刑務所に関わる形の取り組みは比較的取り入れやすいものと考えられる。

一方、CSCは出所後の社会的包摂をふまえ、社会内処遇を重視しているが、それを支えているのが、個別の受刑者について再犯危険性の評価を適切に行うプロセスである。受刑者ひとりひとりにケースマネージメントチームが作られ、パロール・オフィサーだけでなく、医療関係者や福祉の専門家もチームにかかわることで、よりきめ細やかで多面的な評価が行われる。これにより危険性が低い受刑者が選別され、彼らを早期にパロール下において社会への再統合（reintegrate）をやすくさせることにつながっている。同時に、再犯危険性の高い受刑者が選別され、彼らについてはパロールに進む時期を遅めにする、満期釈放にする、満期釈放後にも指導監督の対象とするなど公共の安全性を高める様々な対策がとられている。早期釈放制度の活用や社会内処遇を支えるのは、つきつめていけば、コミュニティの安全の確保である。そのためにCSCは、パロール下の受刑者に定期的に介入し、矯正プログラム、効果的な監督に焦点を当てた戦略の開発と統合を続け、個々の受刑者の社会的リスクの判断や社会復帰状況のモニタリングが改善されるよう工夫している。日本において再犯防止策を進める際、地域との連携にあたっては何よりもこの再犯危険性の評価が重要になってくると考える。矢野ら（2014）が示したように、地域の中で比較的受容度が高いPFI刑務所であっても、近隣住民の4人にひとり、開設後しばらくしても治安への不安を抱いており、不安低減なくしては地域との連携は進まない。CSCの事例からは、リスクの高い受刑者をきちんと管理していると言えることが、不安を抑制するひとつの方向になりうる事が示唆されている。

最後に、本稿ではカナダの各施設における具体的処遇についてはふれることができなかった。今後は個別の施設での状況をもとに、矯正施設と地域の連携のあり方について分析することが必要である。また、カナダと日本の両国において矯正施設と地域・コミュニティの関係についてどのように考えているのかについて人々の意識を比較することも、接触と社会包摂との関連を

検討する上で有効と考える。

引用文献

- Abrams, K. S., Lyons, W., Cruz, R., Dahbura, A., deHaven-Smith, L., Johnson, P., Kay, D., Kastancuk, L., Marlow, K., Martin, A.T., O'Callaghan, J., Patterson, R., Radford, L., Ross, R., & Scher, R. (1992). *Issues in siting correctional facilities: An informational brief*.
<https://www.co.lucas.oh.us/DocumentCenter/View/68417/Issues-in-Siting-Correctional-Facilities-USDOJ-1994?bidId=>
- Allport, G. (1954). *The nature of prejudice*. Cambridge, MA: Addison-Wesley.
- 浅井 晃 (2004). カナダ先住民の世界 彩流社
- Baumeister, R. F., & Leary, M. R. (1995). The need to belong: Desire for interpersonal attachments as a fundamental human motivation. *Psychological Bulletin*, 117, 497-529.
- Blankenship, S. E., & Yanarella, E. J. (2004). Prison recruitment as a policy tool of local economic development: a critical evaluation. *Contemporary Justice Review*, 7, 183-198.
- Brown, R. (2010). *Prejudice: Its social psychology* (2nd ed.). West Sussex, UK: Wiley-Blackwell.
- Correctional Service Canada (2012). *Volunteers: Working Together Towards Public Safety*.
<http://www.csc-scc.gc.ca/volunteers/003008-2012-eng.shtml>
- Correctional Service Canada (2013a). *Aboriginal Offenders*.
<http://www.csc-scc.gc.ca/politiques-et-lois/702-cd-eng.shtml>
- Correctional Service Canada (2013b). *Citizen Advisory Committees*.
<http://www.csc-scc.gc.ca/acts-and-regulations/023-cd-eng.shtml>
- Correctional Service Canada (2013c). *Ethnocultural Offenders: Services and Interventions*.
<http://www.csc-scc.gc.ca/acts-and-regulations/767-cd-eng.shtml>
- Correctional Service Canada (2013d). *Federal Community Corrections Strategy Framework for Action*.
<http://www.csc-scc.gc.ca/parole/002007-1002-eng.shtml#3>
- Correctional Service Canada (2013e). *Frequently asked questions*.
<http://www.csc-scc.gc.ca/media-room/009-0002-eng.shtml>
- Correctional Service Canada (2013f). *Offender Management System*.
<http://www.csc-scc.gc.ca/oms/004003-0001-eng.shtml>
- Correctional Service Canada (2014a). *Intake Assessment Process and Correctional Plan Framework*.
<http://www.csc-scc.gc.ca/acts-and-regulations/705-cd-eng.shtml>
- Correctional Service Canada (2014b). *Overcoming Barriers to Reintegration: An Investigation of Federal Community Correctional Centres*.
<http://www.oci-bec.gc.ca/cnt/rpt/pdf/oth-aut/oth-aut20141008-eng.pdf>
- Correctional Service Canada (2014c). *Types of Release*.
<http://www.csc-scc.gc.ca/parole/002007-0003-eng.shtml>。
- Correctional Service Canada (2015a). *Community Correctional Centre Standards*.
<http://www.csc-scc.gc.ca/lois-et-reglements/714-cd-eng.shtml>
- Correctional Service Canada (2015b). *Job profile - Parole officer*.
<http://www.csc-scc.gc.ca/careers/003001-1103-eng.shtml>
- Correctional Service Canada (2016a). *Chaplaincy Services*.
<http://www.csc-scc.gc.ca/politiques-et-lois/750-cd-eng.shtml>
- Correctional Service Canada (2016b). *Citizen Advisory Committees*.
<http://www.csc-scc.gc.ca/cac/index-eng.shtml>
- Correctional Service Canada (2017a). *CSC Statistics - Key facts and figures*.
<http://www.csc-scc.gc.ca/publications/005007-3024-eng.shtml>
- Correctional Service Canada (2017b). *Frequently Asked Questions - Decision Registry*.
<https://www.canada.ca/en/parole-board/services/decision-registry/frequently-asked-questions-decision-registry.html>
- Correctional Service Canada (2017c). *Volunteers*.
<http://www.csc-scc.gc.ca/volunteers/index-eng.shtml>
- Correctional Service Canada (2018a). *Commissioner's Thank you*.
<http://www.csc-scc.gc.ca/volunteers/003008-0001-eng.shtml>

- eng.shtml
- Correctional Service Canada (2018b). *National and Regional Ethnocultural Advisory Committees*. <http://www.csc-scc.gc.ca/ethnocultural/002004-0002-eng.shtml>
- Correctional Service Canada (2018c). *Parole Decision-Making: Myths and Realities*. <https://www.canada.ca/en/parole-board/corporate/publications-and-forms/parole-decision-making-myths-and-realities.html>
- Florence, M. (2016). *Residential Schools: The Devastating Impact on Canada's Indigenous Peoples and the Truth and Reconciliation Commission's Findings and Calls for Action*. Toronto, ON: James Lorimer & Company Ltd.
- Genter, S., Hooks, G., & Mosher, C. (2013). Prisons, jobs and privatization: The impact of prisons on employment growth in rural US counties, 1997-2004. *Social Science Research*, 42, 596-610.
- Gilmore, R. Wilson. (2006). *Golden Gulag: Prisons, Surplus, Crisis, and Opposition in Globalizing California*. Berkeley and Los Angeles, CA: University of California Press.
- Glasmeier, A. K., & Farrigan, T. (2007). The economic impacts of the prison development boom on persistently poor rural places. *International Regional Science Review*, 30, 274-299.
- Government of Canada (2018a). *Parole Board of Canada*. <https://www.canada.ca/en/parole-board.html>
- Government of Canada (2018b). *2018 Annual Report to Parliament on Immigration*. <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/publications-manuals/annual-report-parliament-immigration-2018/report.html>
- 行政改革会議 (2011). 行政改革会議提言——国民に理解され、支えられる刑務所へ—— 法務省 <http://www.moj.go.jp/content/000001612.pdf>
- Hooks, G., Mosher, C., Rotolo, T., & Lobao, L. (2004). The prison industry: Carceral expansion and employment in US counties, 1969-1994. *Social Science Quarterly*, 85, 37-57.
- 法務省 (2017a). 平成28年度 PFI 手法による刑事施設の運営事業の在り方に関する有識者会議報告書報告書 <http://www.moj.go.jp/content/001222161.pdf>
- 法務省 (2017b). 平成29年度 PFI 手法による刑事施設の運営事業の在り方に関する有識者会議報告書報告書 <http://www.moj.go.jp/content/001242695.pdf>
- 法務総合研究所 (編) (2017). 平成29年度版犯罪白書 法務省
- 法務総合研究所 (2009). 再犯防止に関する総合的研究 研究部報告, 42. <http://www.moj.go.jp/content/000051268.pdf>
- 法務省矯正局 (2011). 日本の刑事施設 (PENAL INSTITUTION IN JAPAN) <http://www.moj.go.jp/content/000079580.pdf>
- 上瀬由美子 (2013). ステレオタイプ変容の共有化過程に関する予備的研究：官民協働 (PFI) 刑務所に対する近隣住民へのインタビュー 立正大学心理学研究年報, 4, 1-11.
- 上瀬由美子 (2016b). 矯正システムの可視化による社会的包摂促進の検討——喜連川社会復帰促進センターに対する近隣住民の意識調査—— 立正大学心理学研究所紀要, 14, 51-63.
- 上瀬由美子 (2016a). 矯正施設ステレオタイプ——イメージの変容に向けて—— 刑政, 127巻, 6号, 36-43.
- 上瀬由美子・高橋尚也・矢野恵美 (2016). 官民協働刑務所開設による社会的包摂促進の検討 心理学研究, 87, 579-589.
- 上瀬由美子 (2018). 非誘致型の官民協働刑務所開設に伴う社会的包摂促進の検討——播磨社会復帰促進センター近隣住民の意識調査——, 立正大学心理学研究所紀要, 16, 9-22.
- King, R. S., Mauer, M., & Huling, T. (2004). An analysis of the economics of prison siting in rural communities. *Criminology and Public Policy*, 3, 453-480.
- Krause, J. D. (1992). The effects of prison siting practices on community status arrangements: A framework applied to the siting of California state prisons. *Crime & Delinquency*, 38, 27-55.
- Martin, R. (2000). Community Perceptions About Prison Construction: Why Not in My Backyard? *The Prison Journal*, 80, 265-294.
- Maxim, P., & Plecas, D. (1983). Prisons and their perceived impact on the local community: A case study. *Social Indicators Research*, 13, 39-58.
- 内閣府 (2013). 再犯防止対策に関する特別世論調査の概要 <https://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/h25/h25-saihan.pdf>
- 西田 博 (2012). 新しい刑務所の形——未来を切り拓く PFI 刑務所の挑戦—— 小学館集英社プロダクション
- Public Safety Canada (2010). *Corrections and Condi-*

- tional Release in Canada - A General Primer.*
<https://www.publicsafety.gc.ca/cnt/rsrscs/pblctns/2010-03-ccrgp/2010-03-ccrgp-eng.pdf>
 Public Safety Canada (2017). *Corrections and Conditional Release Statistical Overview.*
<https://www.publicsafety.gc.ca/cnt/rsrscs/pblctns/ccrso-2016/ccrso-2016-en.pdf>
 Statistics Canada (2018). *Adult and youth correctional statistics in Canada, 2016/2017.*
<https://www150.statcan.gc.ca/n1/pub/85-002-x/2018001/article/54972-eng.htm>
 Takahashi, L. M., & Gaber, S. L. (1998). Controversial facility siting in the urban environment resident and planner perceptions in the United States. *Environment and Behavior, 30*, 184-215.
 The National Aboriginal Economic Development Board (2015). *The Aboriginal Economic Progress Report 2015.*
<http://www.naedb-cneda.com/reports/NAEDB-progress-report-june-2015.pdf>
 Truth and Reconciliation Commission of Canada (2015). *The Survivor's Speak.*
http://www.trc.ca/websites/trcinstitution/File/2015/Findings/Survivors_Speak_2015_05_30_web_o.pdf
 寺村堅志 (2011). カナダ 法務総合研究所 諸外国における位置情報確認制度に関する研究：フランス，ドイツ，スウェーデン，英国，カナダ，米国，韓国 法務総合研究所研究部報告，44，1-271. 法務省
 浦 光博 (2009). 排斥と受容の行動科学——社会と心が作り出す孤立——サイエンス社
 矢野恵美・上瀬由美子・齋藤実 (2014). 地域と刑務所の共生・共創は可能か 日工組社会安全研究財団 2013年度一般研究助成最終報告書.
http://www.syaanken.or.jp/wp-content/uploads/2015/01/RP2013A_006.pdf
- 注
- 1) 本稿は科研費17K04329 (基盤C) 『「可視化した社会システム」導入による「接触」促進と社会的包摂過程の検証』の一環として行った。
 - 2) 引用文献の収集にあたって、Brian Low 氏 (Brian Low & Associates) に多くのアドバイスをいただきました。ここに深く感謝申し上げます。
 - 3) カナダ連邦は10州 (province) と3準州 (territory) より構成されているが、本論文では説明の簡潔性を考慮し、以下では州刑務所と準州刑務所の区別を特にせず、表記も“州”“州刑務所”といった形とした。
 - 4) 連邦刑務所の受刑者と、州独自のパロール・ボードをもつオンタリオ州とケベック州以外の州刑務所の受刑者の関連事務を担当している。
 - 5) このため、このことが場合によっては「逃走」につながるケースも認められる。Public Safety Canada (2017) によると、2015年 (2015年4月1日から2016年3月31日まで) に刑務所から逃走した受刑者は18名でこの割合は収監されている受刑者の0.1%にあたる (全員が再逮捕されている)。18名のうち16名がミニマムセキュリティユニットからの逃走、2名がミディアムセキュリティユニットからの逃走である。公共の安全に対するリスクが高いとしてマキシマム・セキュリティに収容された受刑者の逃走はなかった。
 - 6) 例えば第一級殺人罪で終身刑をうけた受刑者の場合は、法廷釈放を申請することはできない。25年間の服役後にフル・パロールを申請することができるが、フル・パロール下におかれたあとも、受刑者はパロール・オフィサーによる指導監督と支援を一生受けなければならない。また、性的暴行などの所定の性犯罪を行い長期指導監督犯罪者 (long-term offender) に指定された受刑者については、刑期終了後も、引き続き一定の期間パロール・オフィサーによる指導監督及び支援の対象とされ、性犯罪者治療プログラムに参加するなどの遵守事項が課せられる (CSC, 2018c ; Public Safety Canada, 2010)。
 - 7) CSC (2016b) は、市民諮問委員会設置について以下のように記している：市民諮問委員会は、連邦の矯正施設の中で「public presence 公共の存在」になるよう法律で制定されている。委員会は、CSCが受刑者と地域社会の間のより強いつながりを構築するのを助ける。カナダのほぼすべての連邦機関と地域のパロールオフィスには、市民諮問委員会がある。委員会メンバーは、異なる文化や背景をもつ市民であり、彼らは大学生から退職者までさまざまである。
 - 8) 市民諮問委員会のメンバーの選出や構成については様々なルールがあるが、たとえばローカルの市民諮問委員会については以下が含まれている (CSC, 2013b)：「通常5人から10人のメンバーによって構成される」「委員会メンバーは、コミュニティの人口構成ならびに処遇ユニットにいる受刑者集団の構成 (民族、性別、年齢、言語など) を可能な限り反映する」「現 CSC 職員、受刑者など利害相反に関わるものは市民諮問委員会メンバーにはなれない」など。
 - 9) 1873年のオンタリオ州に建てられた学校が、近代的な最初の寄宿学校とされる。先住民を“よき人間になるため”として、学校はキリスト教団が開き、運営した (浅井, 2004)。政府の同化政策のもとで子

ども達は、日常生活で英語を話し白人的な文化を身に付けるように強制された。寄宿学校での生活は過酷であり、すべての学校がそうであったとはいえないが、元生徒たちへの聞き取り調査からは飢え、精神的・身体的虐待、性的虐待がその中で行われていたことが報告されている（Truth and Reconciliation Commission of Canada, 2015）。寄宿学校で亡くなっ

た子どもの数は全体として3000人～6000人とされ、餓えと病気が主な原因であるが、虐待によるものや自殺も多かった（Florence, 2016）。最後の寄宿学校が閉校になったのは1996年のことである（Florence, 2016）。2008年にカナダ政府はこの寄宿学校制度が過ちであったことを Harper 首相が公式に謝罪している。

要 約

再犯防止の推進には、社会が出所者を社会的に包摂していくことが求められる。本稿は刑務所と地域の連携を、直接的・間接的な「接触」（Allport, 1954）の重要な要因として注目し、接触の意味を出所者の社会的包摂の視点から論考した。本稿では、刑務所と地域（コミュニティ）の連携が進むカナダ連邦刑務所（CSC: Correctional Service Canada）の矯正システムを検討した。またポリシーに関する公的資料をもとに彼らの視点を整理し、社会的包摂促進のための連携の意味を分析した。最後に、日本での再犯防止に向けた今後の方向について論考した。

キーワード：再犯防止、刑務所、矯正施設、接触仮説、地域との共生